

令和 2 年度

財政援助団体等監査の講評

(期日 : 令和 2 年 11 月 18 日)

うるま市監査委員

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

令和元年度補助金交付団体及び指定管理団体

1 補助金交付団体

- (1) うるま市青少年健全育成協議会
- (2) うるま市与勝地下ダム土地改良区
- (3) うるま市さとうきび生産振興対策協議会

2 指定管理団体

- (1) 安慶名自治会(うるま市地域交流センター指定管理業務)

第3 監査の期間

令和2年9月7日～令和2年11月18日

第4 監査の実施場所

うるま市役所本庁舎西棟第一常任委員会室、うるま市与勝地下ダム土地改良区事務所、
うるま市地域交流センター、JAおきなわ石川支店

第5 監査の着眼点

1 補助金交付団体

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等は行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金交付団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

2 指定管理団体

(1) 担当課

- ① 指定管理者の指定の手続等は適正かつ公正に行われているか。
- ② 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③ モニタリングは適切に行われているか。

(2) 指定管理団体

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設管理にかかる会計経理は適正か。また、他事業との区分は明確になっているか。
- ④ 出納関係帳簿等の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整理・保存は適切か。

第 6 監査の実施方法

うるま市監査基準(平成 29 年監査委員告示第 1 号)に準拠して、往査、証憑突合、分析(合規性、効率性、有効性、評価の妥当性等)を行い、監査の対象とする団体への令和元年度の補助金の交付及び指定管理業務に係る出納、その他の事務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに監査を実施した。

第 7 監査の結果

補助金交付団体及び指定管理団体の出納その他の事務について、団体ごとに内容を報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略している。

監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法(以下「法」という)第 199 条第 14 項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされている。また、令和 2 年 4 月 1 日施行の法第 199 条第 11 項に基づき、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を勧告することができるものとされていることから、適切に対応されたい。

1 補助金交付団体

○ うるま市青少年健全育成協議会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市青少年健全育成協議会
主たる事務所の所在地	うるま市教育支援センター内
補助金額	1,420,000円(補助率75.6%) 注1
関係職員から説明を聴取した日	令和2年10月7日
団体の事業概要	青少年の健全育成のために、市民意識の高揚、社会環境の浄化、奉仕活動の心を育むための諸活動を行っている。
役員及び組織	会長1名、副会長2名、監事2名、理事16名、事務局長1名
市担当課	教育支援センター
補助金交付根拠	うるま市青少年健全育成協議会補助金交付要綱

注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和元年度)		(単位:円)			
収入	項目	金額	支出	項目	金額
	① 会費	279,143		① 運営費	1,443,715
	② 補助金	1,420,000		② 事業費	433,769
	③ 助成金	0		③ 予備費	0
	④ 寄付金	0			
	⑤ 事業収入	0			
	⑥ 雑収入	177,009			
	⑦ 繰越金	272,129		合計	1,877,484
合計		2,148,281	収支残高		270,797

(3) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の整備改善を求めるもの

(ア) 補助金交付手続きを確認したところ、精算書において予備費に補助金が充当されており、また審査結果に基づく確定通知書も交付されていなかった。確定通知書は、補助金の原資である税金が適切に活用されたことを認めた文書であることから、実績報告書を精査し確定通知書を交付されたい。

(イ) 「うるま市補助金制度に関する指針」では認められていない経費の支出があった。補助金交付要綱で補助対象経費が明記されていないため、指針に沿った要綱を整理されたい。

② 補助金交付団体

(ア) 役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。

(イ) 旅費の内容を精査しないまま年度末に一括払いしており過払いが発生したため、今後は出張後に内容を精査し、都度払いに変更されたい。

③ 今後の団体運営に対して検討を求めるもの

(ア) 教育支援センター長が協議会の事務局長を充て職として担っている。補助金交付側と財政援助団体の事務執行を同一人物が行っており、補助金がどのような成果を挙げたか適切に検証するためにも、教育支援センターと協議会のより適切な役割分担について検討されたい。

○ うるま市与勝地下ダム土地改良区

(1) 団体の概要

団体名	うるま市与勝地下ダム土地改良区
主たる事務所の所在地	うるま市与勝地下ダム土地改良区事務所
補助金額	7,628,000円(補助率39.7%) 注2
関係職員から説明を聴取した日	令和2年10月8日
団体の事業概要	与勝地区県営土地改良事業によって造成された農業用用排水施設の維持管理及び農業生産性の向上に資する。
役員及び組織	組合員1,730名、総代会40名、理事長1名、副理事長1名、理事16名、監事3名、事務局長1名、職員2名
市担当課	農水産整備課
補助金交付根拠	うるま市土地改良事業補助金交付要綱

注2 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和元年度)		(単位:円)			
	項目	金額		項目	金額
収入	① 使用料	5,930,440	支出	① 運営費	6,351,347
	② 負担金	900,000		事務費	4,965,892
	③ 補助金	10,228,000		役員会議費	1,269,455
	④ 受託費	1,510,950		総代会議費	116,000
	⑤ 寄付金	0		② 総代会議費	54,506
	⑥ 雑収入	1,377,383		③ 維持管理費	12,755,130
	⑦ 交付金	0		④ 負担金	30,000
	⑧ 繰入金	0		⑤ 予備費	0
	⑨ 繰越金	1,471,776		合計	19,190,983
	合計	21,418,549		収支残高	2,227,566

(3) 是正すべき事項等

① 担当課に改善を求めるもの

(ア) 交付申請から補助金の交付まで 2 カ月半を要したことに対して、担当課から明確な説明はなかった。また、事業効果として施設の適正な維持管理をあげているが、実績報告が適切かどうかを検証するための根拠となる補助対象経費が不明確なまま確定通知書が交付されていた。補助金交付事業の評価を適切に行うためにも、補助対象経費を要綱に明記されたい。

② 補助金交付団体に改善を求めるもの

(ア) 役員報酬にかかる所得税については、源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。

③ 今後の団体運営に求めるもの

(ア) 県費79億円、市費9億円を投じ整備された地下ダムは、平成22年7月の供給開始から10年以上が経過していることから、今後は設備の老朽化による更新費用が発生すると見込まれている。更新費用、維持管理費について県、市、土地改良区、関連団体でどのように負担していくのか検討されたい。

(イ) 整備されている給水栓1,668基のうち、現在稼働しているのは800基程度となっていることから、利用者増加策についても検討されたい。

○ うるま市さとうきび生産振興対策協議会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市さとうきび生産振興対策協議会
主たる事務所の所在地	JAおきなわ うるま市管内各支店(2年ごとの輪番制。令和元年度は勝連支店。)
負担金	3,871,000円(負担率48.5%) 注3
補助金	2,824,748円(補助率35.4%) 注4
負担金+補助金	6,645,748円(負担率と補助率の合計 84.0%)
関係職員から説明を聴取した日	令和2年10月14日
団体の事業概要	うるま市のさとうきび生産の振興を図り、農業経済の安定向上に資することを目的とする。
役員及び組織	うるま市、うるま市農業委員会、沖縄県中部農業改良普及センター、ゆがふ、製糖株式会社、中部地区さとうきび生産振興対策協議会、JAおきなわ中部地区営農振興センター、JAおきなわ うるま市管内各支店、うるま市さとうきび生産農家代表で構成。 本部と4支部(具志川支部、石川支部、勝連支部、与那城支部) 会長1名、副会長2名、監事2名、構成員17名
市担当課	農政課
補助金交付根拠	うるま市さとうきび収穫機械利用経費補助金交付要綱

注3 負担率は団体の支出に対する市負担金収入の割合

注4 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

うるま市さとうきび生産振興対策協議会(本部)

(令和元年度)

(単位:円)

収入	項目	金額	支出	項目	金額
① 前期繰越	176,468	① 支部活動費	7,767,536		
② 負担金	4,971,000	② 活動費	68,571		
③ 補助金	2,824,748	③ 研修費	125,759		
④ 助成金	201,788	④ 事務手数料	8,800		
⑤ 助成金	6	⑤ 雑費	0		
合計	8,174,010	⑥ 予備費	0		
		合計	7,970,666		
		収支残高	203,344		

うるま市さとうきび生産振興対策協議会(4支部合計)

(令和元年度)

(単位:円)

収入	項目	金額	支出	項目	金額
① 前期繰越	7,870,278	① 生産振興対策費	4,686,858		
② 負担金	4,741,000	② 会議費	179,567		
③ 助成金	679,273	③ 事業費	4,335,484		
④ 補助金	3,688,396	④ 事務費	260,802		
⑤ 雑収入	175,565	⑤ 予備費	268,209		
合計	17,154,512	⑥ 雑収入一時預かり金	0		
		合計	9,730,920		
		収支残高	7,423,592		

(3) 是正すべき事項等

① 担当課に対する要望及び検討を求めるもの

(ア) 公益事業に直結しない慰労会等の支出が73万円もあった。負担金の原資は税金であり、負担金目的、算定基準、対象経費など検証するとともに、団体への適切な指導、監督を要望する。また、協議会4支部において、具体的な使用計画のない多額の繰越金があり、負担金の減額についても検討されたい。

② 支払根拠の整備改善を求めるもの

(ア) 11/22の沖縄県農業代表者大会に4支部が参加しているが、交通費、昼食代の取り扱いが支部ごとに異なっており、旅費の支給基準が定められていなかった。説明責任の観点からも協議会として統一した基準を整備されたい。

(イ) さとうきび生産者圃場植付調査の経費について、4支部で支払い基準が異なっていた。調査結果は県へ報告、活用されており調査員へ適正な対価を支払うためにも、協議会として統一した基準を整備されたい。

③ 視察研修の在り方に改善を求めるもの

(ア) 本部と4支部で合計8回実施された先進地視察報告書の提出を求めたところ、報告書の確

認ができないものがあった。生産農家へ先進事例を紹介するためにも報告書を作成し、協議会で情報共有する仕組みを構築していただきたい。

- (イ) さとうきび非栽培地域への県外視察が確認された。当該地域の農家が減少するなか機械化の推進状況を視察目的としているとのことであるが、3日間の行程表のうち視察は数時間程度であった。第3者から単なる慰安旅行と受け取られかねないため、目的に沿った視察先を選定していただきたい。
- (ウ) さとうきび生産者圃場植付調査は、生産農家からさとうきび栽培の現状を把握する機会となっている。その機会を活用し、先進地の事例を紹介する方法も一案と思料するので検討されたい。

2 指定管理団体

○ 安慶名自治会

(1) 団体の概要

指定管理する公の施設名称	うるま市地域交流センター
指定の期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
令和元年度 指定管理委託料	4,845,000円
関係職員から説明を聴取した日	令和2年10月13日
施設	
所在地	うるま市安慶名三丁目2番1号
構造	鉄骨造2階建
延床面積	386.10m ²
概要	「うるま市地域交流センター条例」に基づき市民の交流を促進することにより地域経済の活性化を推進し、施設の維持管理及び運営を行っている。
年間開設日数	308日
開設時間	9時～21時
役員及び組織	センター長1名、施設管理者1名、委員4名、事務長1名、事務員3名、監事2名(施設管理者、委員を兼務)

(2) 団体の収支

(令和元年度)

(単位:円)

項目	金額	項目	金額
① 施設管理委託料	4,845,000	① 人件費(給料)	3,000,930
② 借用料金	1,899,225	② 役員手当	1,200,000
③ 雑収入	105,696	③ 期末手当	130,000
		④ 消耗品費・光熱費・水道料	755,932
収入		⑤ 通信費・衛生費・リース料	212,220
		⑥ 修繕費	8,000
		⑦ 警備委託料	418,560
		⑧ 防火安全点検費	20,520
		⑨ 支払手数料	100,872
		⑩ 租税公課	111,800
		⑪ 雑費	1,184
		⑫ 予備費	129,566
合計	6,849,921	合計	6,089,584
		収支残高	760,337

施設稼動率

施設名	営業時間 (H)	稼働時間 (H)	時間当たり 稼動率(%)	使用日数 (日)	営業日数 (日)	日数当たり 稼働率(%)
多目的室	3,696	1,543.5	41.8	284	308	92.2
交流広場	3,696	192	5.2	37	308	12.0
作業場	3,696	12	0.3	2	308	0.6
会議室	3,696	1,032	27.9	259	308	84.1

(3) 是正すべき事項等

① 担当課に改善を求めるもの

- (ア) 基本協定書第14条第2項に規定された月次状況報告書(徴収状況報告書)の提出日、受付日、決裁欄が全て空欄であった。担当課は、減免の適用誤りによる過徴収を把握しておらず、平成31年2月に作成された「うるま市指定管理者制度運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で定める協定書や仕様書に基づく指導監督を怠っていた。公平性のない料金徴収は、市の行政運営に疑念を生じかねないことから指定管理者に対する監督責任を果たすよう担当課へ強く求める。
- (イ) 利用料金の減免について、規則第12条第7項で規定された「指定管理者が特に必要と認める場合」の適用があった。指定管理者の恣意的な適用を防ぐためにも、減免対象者を特定できる規定へ改正することが望ましい。また、実費負担とみなされる交流広場電源使用料金についても規則上は減免対象となっており、指定管理者が補填することになることから、減免の在り方について検討していただきたい。
- (ウ) 条例に規定されていない「音響設備」の利用料金が徴収されていた。設備利用に関する受益者負担の在り方について検討していただきたい。
- (エ) 経理に関する帳簿の保存年限を定める規定がなかった。利用料金領収書を確認したところ、一部の領収書が確認できず、また当該施設以外の利用料金領収書が混在していた。担当課は、本市の文書管理規程を考慮し保存年限を定め、指定管理者へモニタリングを通して適切に管理するよう指導されたい。
- (オ) 備品の帰属先が明確に定められていなかった。指定管理者が変更となった際、備品移管手続きに支障をきたすと思料されるため、協定書等で明確に定める必要がある。
- (カ) 修繕費については、ガイドラインで定められた実費精算への変更を検討されたい。
- (キ) 事業計画書で設置するとされていたAEDが設置されていなかった。事業報告書のなかに安全点検に関する項目がなく担当課は把握していなかった。利用者に損害を与えた場合、公の施設の最終責任は市が負うことから、モニタリングを通して適切に指導されたい。

② 指定管理団体に改善を求めるもの

- (ア) 規約、組織図、役員名簿に整合性がなく、また協議会委員が監事を兼ねるなど組織の役割分担が明確でなかった。組織として地域交流センターを適切に管理運営するためにも、役割に基づく組織を整備する必要がある。
- (イ) 出納事務に必要な収入伝票、支出伝票が起票されておらず、決裁権者の最終確認がなされたか不明であった。その結果として、利用料金の未徴収と入金処理誤り、また条例に規定

のない料金徴収や減免規定の適用誤りによる過誤徴収が発生した。担当課による指導の下、速やかに業務改善するよう求める。

- (ウ) 勤務日数、時間が明記された雇用契約が結ばれていない事務長へ報酬が支払われていた。実地監査後、雇用契約を結んだとのことであるが、事務長は経理とともに施設利用者の個人情報を取り扱っており、個人情報の取り扱いに適切な団体か疑義が生じる。担当課のモニタリングによる指導の下、適切に取り扱わせたい。

意見

今回の監査は、財政援助団体から 3 団体、指定管理者から 1 団体を選定したものであるが、いずれの団体に対しても、担当課が負担金と補助金の交付目的、指定管理者制度を活用した目的についての認識不足から当該団体への適切な関与が不足していた。担当課は原資が税金であることを再認識し、市民に対する説明責任が果たせるよう、財政援助団体等に対する適切な指導、助言に努めていただきたい。

補助金交付団体は、多様な行政目的を達成するうえで重要な役割を果たしているが、補助金交付事業の効果を上げるためにには、当該事業に対する補助の必要性や、補助金の使途及び妥当性などについて常に検証する必要がある。そのため、担当課は補助金交付事業の目的に沿って「補助対象経費」を要綱に明記し、これを交付団体に周知し補助金が適正に活用されるよう指導、助言する必要がある。

負担金交付団体は、負担金の算出根拠を明確にすべきである。今回の監査では当該団体から負担金の算出根拠が示されず、担当課からも明確な説明がなかった。市も当該団体の構成員であることから役割に応じた適切な関与が求められる。団体の必要とする額及び負担割合は適切なのか等、必要性、公益性に留意しながら負担金の内容を精査し、事業が効果を上げるよう強く要望する。

指定管理については、担当課による「うるま市指定管理者制度運用ガイドライン」の活用がなされておらず、モニタリングを通して適切な指導監督がなされていなかった。施設管理を委託しても、最終責任は市に残っており、定期的な情報交換等を行い指定管理者に対する指導監督について充実強化していただきたい。施設の管理は適切か、目的に合致しているか、民間のノウハウ等による合理的なサービスの向上が図られているかなどを、指定管理者制度の優位性が最大限に發揮できるようガイドラインの活用に努められたい。